

国立大学法人京都大学宿舍管理規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>別表第1 }  別表第2 } (略)  別表第3 }  別表第4 }</p> <p>(後 略)</p>	<p>附 則 (令和8年3月総長裁定)  この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1 (別 添)  別表第2 } (同 左)  別表第3 }  別表第4 }</p>

別表第1 (第2条第2項関係)

一般職俸給表(一)	一般職俸給表(二)	専門業務職俸給表	教育職俸給表	医療職俸給表(一)	医療職俸給表(二)	専門職俸給表(一)	専門職俸給表(二)	備考
7級以上	—	5級以上	4級以上	7級以上	7級	5級	7級	(1) 役員、指定職俸給表の適用を受ける者 (2) 教授、准教授 (3) 一般職俸給表(一)の適用を受ける部長以上の職 (4) 首席専門業務職員 (5) 薬剤部長 (6) 副薬剤部長・看護部長・技師長のうち、医療職俸給表(一)又は(二)の7級以上の適用を受ける者 (7) 専門職俸給表(一)の5級の適用を受ける者又は専門職俸給表(二)の7級の適用を受ける者
3級以上 6級以下	4級以上	2級以上 4級以下	2級及び 3級	3級以上 6級以下	3級以上 6級以下	3級及び 4級	3級以上 6級以下	(1) 講師、助教、助手 (2) 一般職俸給表(一)の適用を受ける課長・室長・事務長、課長補佐、専門員・掛長、専門職員・主任の職 (3) 上席専門業務職員、主任専門業務職員 (4) 専門業務職員のうち、専門業務職俸給表の2級以上の適用を受ける者 (5) 副薬剤部長、薬剤主任 (6) 技師長、主任技師 (7) 副疾患栄養治療部長

								<p>(8) 療法士長・主任療法士・主任栄養士・主任歯科衛生士・主任歯科技工士・主任あん摩マッサージ指圧師</p> <p>(9) 薬剤師のうち、医療職俸給表(一)の3級以上の適用を受ける者</p> <p>(10) 看護部長、副看護部長、看護師長</p> <p>(11) 専門職俸給表(一)の適用を受ける<u>上席リサーチ・アドミニストレーター、主任リサーチ・アドミニストレーター(3級の適用を受ける者に限る。)</u><u>上席イノベーションプロデューサー</u>、主任イノベーションプロデューサー及び専門職俸給表(二)の適用を受ける上席ファンドレイザー、主任ファンドレイザー</p>
2級以下	3級以下	1級	1級	2級以下	2級以下	2級以下	2級以下	<p>(1) 一般職俸給表(一)の適用を受けるその他一般職員</p> <p>(2) 専門業務職員で、上記に掲げる者以外</p> <p>(3) 薬剤師、検査技師、看護師等で、上記に掲げる者以外</p> <p>(4) 専門職俸給表(一)の適用を受ける<u>主任リサーチ・アドミニストレーター(上記</u></p>

